

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 当審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を令和 3 年 5 月 28 日として行った、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、障害等級を 2 級と認定した部分について、1 級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、請求人の障害等級を 1 級に変更することを求めている。

等級判定のガイドラインにのっとり、主治医が 1 級に該当すると判断し、ガイドラインにのっとり 1 級になるように診断書を書いてくれています。いい加減なことしないでもらえますか。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月5日	諮問
令和4年2月15日	審議（第64回第4部会）
令和4年3月16日	審議（第65回第4部会）

第6 当審査会の判断の理由

当審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を定め、同条4項は、手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定める。

法施行令（法45条2項にいう政令）6条は、「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものと

されている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

そして、処分庁が医師の診断書が添付された申請について、上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行うものとされている。

- (2) さらに、法45条1項及び法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから（法45条4項及び法施行規則28条1項）、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容（別紙1参照）を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

- (1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として「広汎性発達障害 ICDコード（F84）」（別紙1・1・(1)）及

び従たる精神障害として「注意欠陥多動障害 ICDコード (F90)」(同・(2))と記載されている。

そして、広汎性発達障害及び注意欠陥多動性障害は、いずれも、判定基準が掲げている7種の典型的な精神疾患においては、「発達障害」に該当する。判定基準によれば、「発達障害(心理的発達の障害、小児(児童)期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害)」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常低年齢において発現するものである。ICD-10ではF80からF89、F90からF98に当たる。」とされている。)

また、判定基準によれば、「発達障害」による機能障害については、「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」が障害等級1級、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」が同2級、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」が同3級とされる。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患(機能障害)の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄(別紙1・3)には、「推定発病時期」は「不明」と記載がされ、「幼少期より両親不仲で、それぞれからの暴力があった。母からは、人の気持ちがわからないとよく言われていた。高校進学後、母が家を出て不登校となり、通信制高校に編入して卒業。専門学校卒後、警察官を目指すも叶わず、家を出て単身生活開始。就労を試みるも、人の

目が見れないと訴え、H22.1.7当院初診。うつ状態を呈しており、うつ病として治療開始。仕事が長続きせず、H22.11.5～生保、H24.8デイケア利用のため、他院に転医したが、就労移行支援を利用することとなり、H27.5～再度当院に通院。徐々に意欲低下し、H27.12就労移行支援は中断。以後、作業所・地活利用する以外は、引きこもることが増えた。過量服薬することもあり、H30.10.15自己判断で内服中止したところ、亜昏迷となり、8日間入院。以後通院していたが、発達障害の診断を求めて他院に転医、入院するも5日で退院。R1.10～再度当院通院加療中。」と記載されている。また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）には、抑うつ状態（憂うつ気分）、知能、記憶、学習及び注意の障害（注意障害）並びに広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動）に該当するとされ、現在の病状、状態像等の「具体的程度、症状、検査所見等」欄（同・5）には、「音、匂い、触覚、振動など著しい感覚過敏を訴え、自らの病名・食品・生活リズムなどに関する様々なこだわりがあり、日常生活に困難を抱えている状態が続く。思考や行動が極度にパターン化し、退行著しい」と記載され、さらに同欄の「検査所見」には「SDS69点（R3.1.15実施）」と記載されている。また、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（同・7）には、「単身生活はどうか送れているものの、一般的文化的な生活とは程遠い、強度の知覚過敏とこだわりにより、日常生活上非常な困難を伴っている。訪問看護など、外部からの援助は本来必要だが、本人の意に沿うときだけ受け入れるので、長続きせず、就労も不能」と記載され、就労状況については記載がない。そして、現

在の障害福祉等サービスの利用状況欄（同・８）には「生活保護」と記載され、備考欄（同・９）には記載がない。

ウ これらの記載によれば、請求人は、精神疾患である「広汎性発達障害」、「注意欠陥多動障害」を有し、広汎性発達障害関連症状により、相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限局した常同的で反復的な関心と活動、音、匂い、触覚、振動の感覚過敏が認められる。これらの常同的で反復的な関心と活動によって、病名や食品、生活リズムなどにこだわりがあり、感覚過敏も伴うことから、日常生活に困難を抱えているが、単身生活の具体的な状況の記載は乏しい。注意欠陥多動性障害については、注意障害がみられるが、その具体的な内容の記載はなく、その主症状が高度とは認められない。また、その他の精神神経症状については、憂うつ気分のみが認められるが、病状の程度に関する具体的な内容の記載はない。

そうすると、請求人については、広汎性発達障害による主症状は就労における適応困難が読み取れ、こだわりや感覚過敏により日常生活上の困難を伴っていることから高度ではあるが、その他の精神神経症状については、憂うつ気分の記載のみで、思考・運動抑制、易刺激性・興奮、意欲低下、食欲低下、妄想、不安・恐怖感などはみられず、気分変動の有無の記載もないことから、その程度が高度であるとまでは認められない。

エ したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、障害等級１級相当の「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」とまでは認められず、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」として同２級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）には、「精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。」とされている。留意事項3・(6)の表の障害等級「おおむね1級程度」の区分に「(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。」とあることから、診断書のこの記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級1級程度の区分に該当し得るともいえる。

また、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、8項目中、全ての項目が、判定基準においておおむね障害等級1級程度に相当する「できない」とされている。

そして、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（別紙1・7）には「単身生活はどうか送れているものの、一般的文化的な生活とは程遠い、強度の知覚過敏とこだわりにより、日常生活上非常な困難を伴っている。訪問看護など、外部からの援助は本来必要だが、本人の意に沿うときだけ受け入れるので、長続きせず、就労も不能」との記載があり、就労状況については記載がない。

一方、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）は、「在宅（単身）」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（同・8）は、「生活保護」と記載され、「備考」欄（同・9）には記載がない。

イ 本件診断書の上記記載からすると、「日常生活能力の判定」及び「日常生活能力の程度」欄の記載によれば、請求人の障害程度は2級より重いようにもみえるが、本件診断書の各欄からは、日常生活等の場面において、どのような援助（援助の種類や提供者）をどの程度（援助の量）提供されて

いるかについて具体的な記述は読み取れない。また、現在、単身で在宅生活を送るとともに、生活保護以外の障害福祉等サービスを利用していない。

そして、留意事項 3・(6)によれば、「日常生活能力の程度」欄において、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、『常に援助がなければ自ら行い得ない』程度のものを言う。」とされているところ、本件診断書においては、「訪問看護など、外部からの援助は本来必要だが、本人の意に沿うときだけ受け入れるので、長続きせず」と記載されていることから、時に応じて援助を必要としているものと読み取れ、「単身生活はどうか送れている」とも記載されており、精神疾患（機能障害）の状態も踏まえると、日常生活や社会生活においては様々な支援を必要としているが、請求人の能力障害の程度については、在宅で単身生活を維持するための日常生活において、介助などの援助を常に受けなければ自ら行い得ない程度であるとは認められない。

すなわち、請求人は、精神疾患を有し、生活保護以外の障害福祉サービス等を受けることなく、通院治療を継続しながら、単身で在宅生活を維持している状況を考慮すると、請求人の障害程度は、日常生活において常に援助がなければ、必要とされる基本的な活動まで自ら行えないほどの状態とまでは考えにくく、食事、保清、金銭管理、危機対応について、中等度ないし重度の問題があって、「必要な時には援助を受けなければできない」程度のものと判断するのが相当である。

ウ 以上のことから、請求人の活動制限の程度は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必

要とする。」（障害等級1級）に至っているとまでは認めることができず、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当するものとして、同2級と判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを併せて総合的に判定すると、請求人の障害程度は、障害等級1級程度の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に至っているとまでは認められず、同2級程度の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、障害等級を1級に変更することを求めているが、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と認定するのが相当であるから、請求人の主張に理由はないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)